

会議名	(仮称)市民参画条例策定委員会グループ会議 月曜日グループ(要旨)		
日時	平成19年10月8日(月) 午後6時00分~8時45分	場所	市役所東館7階 701会議室
出席者	月曜日グループ 5名(伊藤、岩波、上川、園部、福岡、森田)		
	職員 1名(武林)		
内 容			
<p>最終提言に向けて、修正点について次のとおり議論した。</p> <p>1. 市民の定義 市民の定義は、多くの人(市内、市外等に関わらず)にまちづくりに関わってもらえるように蓋然性を持たせるため、抽象的に大きく、くくったほうがよい。</p> <p>2. 市民の責務、市の責務 市民参画は強制されるものではなく自主的に取り組むことから考えて、責務ではなく役割としたほうがよい。</p> <p>3. 市民政策提案手続 提出された政策の採否に関して、評価委員会が採否の審議に加わることは現実には困難である。採否の審議は行政担当部局で行い、結果について評価委員会がモニタリングを行なう形のほうがよい。</p> <p>以上の事項について中間まとめからの修正点として検討した。</p> <p>福岡委員より別添のとおり条例素案と自治基本条例・議会基本条例の参考資料の提出があった。これらの資料も参考にして最終提言をまとめていければよいのではないか。</p>			

市民参画と協働に関する条例策定における提言草案

市民参画条例策定委員会
月 曜 日 ク ` ル - フ `

中間まとめ	月曜日 G
<p>はじめに</p> <p>社会の成熟化、少子高齢社会の到来、市民意識の高まり、地方分権の動きといった社会変化を受けて、西宮市においても、市民参画・協働を推進していくことが求められています。</p> <p>西宮市においては、これまでも、市長が直接市民の意見を聴く「まちかどトーク」、市民と市が協働してまちづくりを考える「まちかどワーク」、市が立案した計画等に対して市民に意見を募集する「意見提出手続（パブリックコメント）」の実施など、さまざまな市民参画手法を市政に取り入れてきました。</p> <p>しかし、これらは参画と協働のひとつの道具でしかありません。また、市役所の各部署によってその取扱いが統一されていません。市全体で市民参画・協働に取り組むためには十分だとはとても言えません。</p> <p>市民参画・協働に関する基本条例を制定して、市民と市が共に手を携えてまちづくりを進めていくための基本的な仕組みやルールをしっかりと定める必要があります。</p>	

中間まとめ	月曜日 G
<p>1. (仮称)市民参画条例を制定する意義について</p> <p>1. 1. 条例を制定する意義等 「市民の参画と協働によって西宮をどういうまちにしていきたいのか」という市民の想いや、「西宮の特色や市民の願いはどのようなものなのか」といったことを、条例の前文等に明記する。</p> <p>1. 2. (仮称)市民参画条例で定めるべきこと (仮称)市民参画条例には、次のような市民参画・協働のための仕組みやルールを定めるべきだと考えます。</p> <p>(1) 市民参画の仕組み (→4～6) 「市民参画」とは、「市民が主体となったまちづくりを推進するために、市民が、市の政策などの立案、実施、評価に積極的に参画し、意見が反映されること」をいいます。 そのために、次のような仕組みを条例で定めます。</p> <p>①行政発案型の参画手法 = 市の機関が発案者となる政策等に対して市民が意見を述べるための市民参画の仕組み → (5. I)</p> <p>②市民発案型の参画手法 = 市民が自ら政策等の発案者となって市の機関に提案できる仕組み → (5. II)</p> <p>(2) 市民と市の協働 (→8) 「協働」には、「市民と市の協働」と市民や事業者が一緒になって行う「市民同士の協働」があります。具体的な仕組み等については、今後の検討課題です。</p> <p>①「市民と市の協働」とは、「まちづくりを推進するために、市民と市がそれぞれ果たすべき役割と責任を自覚し、対等な立場で、信頼関係を構築しつつ相互に補完しながらともに活動すること」をいいます。</p> <p>②「市民同士の協働」については、議論をしているところです。市民が自主的に行う市民活動が活発になるよう、市がそのための基盤を整備したりさまざまな支援を行うこと(拠点の整備や人材の育成など、市民同士の協働を推進するための仕組み)に関する規定を設けるべきだとの意見もあります。</p> <p>(3) コミュニティ活動を推進する仕組み (→9) 「コミュニティ活動」とは、「快適な地域社会を実現するために、市民が、 <自らの権利と責任を自覚して>、地域の課題を共有して主体的に解</p>	<p>前文 西宮は、武庫の清流、穏やかな海辺、緑豊かな六甲の山並みなど、恵まれた自然環境の中にあります。 市内には、二校の短大をあわせ10大学があり、また、市民のための生涯学習施設や学習機会も充実し、芸術、文化、教育の豊かな文教のまちであります。 市民の健康と福祉の向上を目指して、市民と市は信頼と協力をモットーに、安心して暮らせる住みよいまちづくりに取り組んできました。 さらに、西宮の伝統産業や、歴史遺産は全国に知られ、なかでも甲子園球場は高校球児の憧れの殿堂であります。</p> <p>しかるに、今日、本格的な地方分権の時代を迎え、地方行政にも新しい取り組みが求められるようになりました。このときあたり、自然環境の豊かさと利便性、また、文教と市としての優れた特性をさらに充実させ、未来に伸びゆく西宮を次世代に引き継がねばなりません。</p> <p>そのためには、今まで以上に市民の活力を市政に吹き込み、市民は市民自治の担い手であることを改めて自覚し、主体的に市政にかかわらねばなりません。 そして、自律性と自主性を柱に、市民の豊かな経験と知識を市政に活用させる仕組みを充実させる必要があります。 この基本理念と市民自治の原則をいしずえに、市民自治の確立をめざしてこの条例を制定します。</p>

決に向かって行動すること」をいいます。

市民が主役のまちづくりを進めていくためには、身近な地域コミュニティに参画し、「地域の中の協働」を展開することが不可欠です。

そのため、「(仮称) 地区市民協議会」の整備等を提案します。

(4) 市民参画・協働を推進していくための仕組み (→7)

条例が有効に活用され、条例に基づいて市民参画・協働を推進していくための仕組みを定めます。

1. 3. 条例の名称について

条例の名称については、参画と協働のための条例であることがわかるように次のようなものを提案します。

- ・「西宮市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例」
- ・「市民参画と協働を推進するための条例」
- ・「市民参画と協働の条例」
- ・「市民参画と協働の推進条例」 など

中間まとめ	月曜日 G
<p>2. 市民参画と協働の理念、基本原則等について</p> <p>(1) 理念について</p> <p>①すべての市民は市政へ参画する権利を持ち、その機会は平等に与えられる。</p> <p>②市は市民が持つ知識、経験、感性等を尊重する。</p> <p>③市民と市は、市民参画を促進するために、それぞれが有する情報の提供及び共有に努める。</p> <p>(2) 基本原則について</p> <p>①市民と市はそれぞれの役割を明確にし、その立場に応じた役割を果たすこと。</p> <p>②提案、企画、活動などすべての局面において、対等、平等、公正にパートナーシップを発揮すること。</p> <p>③市は市民の真摯な意見に迅速かつ的確に対応すると共に、施策に反映させるよう努めること。</p> <p>④市民と市は対等な立場でお互いの役割を理解して連携しながら行動し、相乗効果を発揮できるよう努めること。</p> <p>(3) 情報共有について</p> <p>①市の情報は市民のものである。</p> <p>②市民は市政に関する情報を知る権利を有し、市は積極的に市民に情報を提供し、市民と情報を共有する。</p> <p>③情報の提供および共有にあたり個人情報保護に配慮する。</p>	<p>第一条</p> <p>この条例は、市民参画の推進に関する基本事項を定め、よって「参画」と「協働」の理念を具体化し、快適な市民生活と行政的成果に資することを目的とする。</p> <p>第二条 定義</p> <p>「市民参画」とは、市政の主体者である市民（市民活動団体、事業者を含む）が参加し、施策の立案・決定及び評価の段階に積極的にかかわることをいう。</p> <p>「協働」とは、市と市民が、まちづくりのためにお互いの役割分担のもと、相互に交流を深め、対等の立場で、その成果を相乗効果的に生み出すための営みのことである。</p> <p>第三条 基本理念</p> <p>本条例の目的を達成するため、基本理念を次のように定めえる。</p> <p>(1) 市民参画を推進するにあたり、市民はまちづくりの主体者であり、行政活動へ参画する権利を有する。満20歳未満の物については年齢や条件に応じて同様の権利を有するものとする。</p> <p>(2) 協働を推進するために、市と市民、または市民同士がそれぞれの特性と自立性に基づいて、役割分担を行なうこと。</p> <p>(3) コミュニティ活動の推進について、コミュニティは、まちづくりの基幹となる住民自治による共同体であり、その活動は住民の自律性と自主性に基づいて進めるものとする。</p>

中間まとめ	月曜日 G
<p>3. 市民の定義、範囲と関係者の責務について</p> <p>(1) 市民の定義について</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市内に住所を有する者 ②市内の学校に在学する者 ③市内の事務所又は事業所に勤務する者 ④市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人並びにその他の団体 ⑤当該事案について市の機関が認める者 <p>(2) 『市』・『市の機関』について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市」とは、基礎自治体としての西宮市のことで、市議会や市の機関から構成されているものをいう。 ・「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、査委員、農業委員会、固定資産税評価審査委員会及び公営企業管理者といった市の執行機関をいう。 <p>(3) 市民の役割・責務について</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市民は、参画・協働・コミュニティ活動にあたって、市全体の利益を考慮するとともに自らの意見と行動に責任を持つよう努める。 ②市民は、参画・協働・コミュニティ活動に積極的に関わるよう努める。 <p>(4) 市の責務について</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市は、市民自らが市政について考え、行動することができるよう、市の保有する情報を公開し提供する。 ②市は、市民参画の機会の確保に努めなければならない。 ③市は、市民参画の方法の調査及び研究に努めなければならない。 ④市は、市民の意向を的確に把握し、市政に反映されるよう努めなければならない。 ⑤市は、基本理念に基づき市民参画・協働・コミュニティ活動の推進に関する総合的な環境の整備、財政支援等、適切な施策を実施する。 	<p>(1) 市民の定義について</p> <p>第二条 定義 「市民参画」とは、市政の主体者である市民(市民活動団体、事業者を含む)が参加し、…</p> <p>意見 市民の定義は、多くの人(市内、市外等に関わらず)にまちづくりに関わってもらえるように蓋然性を持たせるため、抽象的に大きく、くくったほうがよい。</p> <p>(3) 市民の役割・責務について</p> <p>第四条 市民の権利と責務 市民は次に掲げる権利を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市政に関する情報を知ること。 (2) 市政に参画すること。 <p>市民は次に掲げる責務を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民は市民参画の基本理念にのっとり、自らの意見と行動に責任を持つこと。 (2) 市全体の公益に配慮することを基本として、市民自らが「参画と協働」および「コミュニティ活動の推進」による街づくりに参画するよう努めること。 <p>(4) 市の責務について</p> <p>第五条 市の責務について この条例の目的を達成するため、市の責務を次のように定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市は、市民自らが市政について考え、行動することができるよう、市の保有する情報を公開し提供すること。 (2) 市は、総合的な環境整備、活動場所の提供、財政支援など、予算の範囲内で適切な施策を実施すること。 (3) 市民および職員に対し啓発、研修などを実施すること。

第六条 市民および市の共通の責務について

この条例を達成するため、市民および市の責務を次のように定める。

- (1) それぞれの立場に応じて役割を果たすこと。
- (2) 提案、計画、活動など全ての局面において、対等、平等、公正にパートナーシップを発揮すること。
- (3) 本市に隣接する他の自治体、国、国際社会の連携と相互理解を深めながら行なうこと。
- (4) 人材育成に積極的に取り組むこと。

意見 市民参画は強制されるものではなく自主的に取り組むことから考えて、責務ではなく役割としたほうがよい。

中間まとめ	月曜日 G
<p>4. 市民参画手続きについて</p> <p>4. 1 市民参画手続の対象</p> <p>(1) 市民参画手続を行うべき事項</p> <p>①市の基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更</p> <p>②(ア) 市政に関する基本方針を定める条例の制定、改廃 (イ) 市民等に義務を課し、市民等の権利を制限することを内容とする条例の制定、改廃</p> <p>③規則で定める大規模な施設の設置に係る計画等の策定又は変更</p> <p>④市民生活に重大な影響を及ぼす制度等の導入又は改廃</p> <p>(2) 市民参画手続を行わなくてよい事項</p> <p>①軽微なもの</p> <p>②緊急に行われなければならないもの</p> <p>③法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの</p> <p>④市の機関内部の事務処理に関するもの</p> <p>⑤市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの</p> <p>4. 2 市民参画手続の手法</p> <p>(3) 具体的な参画手法</p> <p>①意見提出手続(パブリックコメント)</p> <p>②審議会等</p> <p>③ワークショップ</p> <p>④意見交換会(市民説明会、公聴会、フォーラム並びにシンポジウム等)</p> <p>⑤その他適切なもの</p> <p>4. 3 市民参画手続の時期や手法の選択</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民が意見を反映することができるように、できるだけ早い段階から、市民参画手続を行うこととする。 市の機関は、適切な時期に、上記の方法のうちから、適切でかつ効果的なものを選び、1つ以上の方法を行うこととする。意見提出手続(パブリックコメント)については最低限行うべき。 しかし、特に市民への影響が大きいものや、広い範囲の市民に影響が及ぶものについては、2つ以上の方法を行うこととする。そして、その場 	<p>第九条 市民参画の態様</p> <p>市民参画は、市が実施主体となつて行なう市民参画と市民自らの意志で施策を提案する市民参画で構成される。</p> <p>第十条 対象事項</p> <p>市は、次の①から⑤に該当する場合、市民参画の手続きを実施すること。</p> <p>① 基本構想の主な計画策定及び変更</p> <p>② 基本方針を定める条例の策定及び変更</p> <p>③ 市民に適用され影響を及ぼす制度の導入及び改廃</p> <p>④ 新たな税目を起こす市税の賦課徴収に関する事</p> <p>⑤ 公共の用に供される施設の設置に係る基本計画の策定又は変更</p> <p>第十一条 市民参画の方法</p> <p>1 市が行なう市民参加の方法は次のとおりとする。</p> <p>(1) 審議会などの設置</p> <p>(2) 市民意見提出手続(パブリックコメント手続)</p> <p>(3) 市民説明会の開催</p> <p>(4) 市民ワークショップ(研究発表会)の開催</p> <p>2 市民が行なう市民参加の方法はつぎのとおりとする。</p> <p>(1) 市民政策提案手続</p> <p>第十二条 市民参画の時期</p> <p>実施機関はできるだけ早い時期に市民参画の方法と時期について公表するものとする。おおむね実施日の14日までとする。</p> <p>第十三条 市民参画の留意点</p> <p>実施機関が市民参画を実施する際に留意する事項はおおむねつぎのとおりとする。</p> <p>(1) あらゆる市民が参画できるように配慮すること。</p> <p>(2) 高度な専門性を求められる施策には、当該施策に関し経験と知識を有する市民の参加が得られるようにすること。</p>

合には、意見提出手続（パブリックコメント）を含めるものとする。

4. 4 市民参画手続の原則

- 市の機関は、参画の対象となる政策、市民参画手続の方法や日時等について、あらかじめ公表することとする。また、市民が参画するために必要な情報を積極的に提供する。
- 市の機関は、提出された意見を真摯に検討する。
- 市の機関は、どのような市民参画手続の方法をとったときも、市民から提出された意見の概要と、検討した結果等を公表することとする。
- 市民参画手続を行うにあたって、開催日時や時間、場所等、市民が参画しやすいように努めるものとする。
- 市民参画の対象となっている事案で、市民参画手続を行わなかった場合には、その理由を公表することとする。

4. 5 その他

- 市の機関が採用した市民参画手続の手法等が適切であったかどうか（より効果的な手法等がなかったかなど）は、事後的に、モニタリングを行う（仮称）市民参画協働評価委員会（「7. 市民参画・協働を積極的に推進していくための仕組み」を参照）において審議、検討されます。

(3) 地域の固有性が強い施策にあたっては、当該施策の対象となる地域住民の参加が得られるようにすること。

(4) 営利を目的としたもの及び公共性を有しない関与は排除すること。

第十四条 提出された情報の取り扱いについて

市民及び市は相互に情報を共有するものとするが、情報の提供及び共有にあたっては、個人情報の保護に配慮すること。

第十五条 公表の方法

実施機関は市政に関する情報をできる限り早い時期にして適切な方法で市民に提供するよう努めなければならない。

中間まとめ	月曜日 G
<p>5. 具体的な参画手法について</p> <p>I. 行政発案型政策における参画手法</p> <p>①意見提出手続（パブリックコメント）</p> <p>市の機関が政策や計画を策定又は改定する場合に、原案を示して市民から意見を募り、それを参考にして意思決定を行うものです。提出された意見に対しては、市の機関の考えを公表することで市民への説明責任、行政運営における公正の確保などを図り、市民の市政への参画を促進します。</p> <p>②審議会等（法律・条例・規則等に基づき設置され、市の諮問や審議、調査等を行う合議制の機関）</p> <p>審議会で審査、審議される内容は、市民生活に影響を及ぼします。市民の意見を広く反映させるための公募委員の導入や透明性を高めるための議事録の公開は市政への市民参画の機会を確保します。</p> <p>審議会については原則次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 委員の選考については、公募委員を含める。 2. 公募委員の割合は定数の一定割合以上とする。 3. 委員構成は、男女比・年齢構成・地域構成・他の審議会の重複に配慮し、多様な市民の意見を反映する。 4. 選考基準をあらかじめ明らかにし、選考の透明性を確保する。 5. 原則、会議及び議事録は公開とし、議事録の作成を義務付ける。 <p>③ワークショップ</p> <p>市民同士や市民と市など比較的小人数で、自由に議論をして政策、施策や事業の方針案をつくりあげていく手法です。この手法は早い段階からの市民の参画を可能にします。</p> <p>④意見交換会（市民説明会、公聴会、フォーラム並びにシンポジウム等）</p> <p>市民同士や市民と市などが対話を通じて意見の交換を行います。この手法は、原案を策定する前や、原案ができる直前など幅広い時期で用いることができます。</p> <p>⑤その他適切なもの</p> <p>列記した以外にも市民参画の手法としてより適切なものがある場合や、新しい市民参画の手法が考案された場合など、幅広く市民参画をとり入れることができるようにすべきだと考えます。</p>	<p>第十六条 市民意見提出手続（パブリックコメント手続）</p> <p>意見の提出に関する手続きその他必要な事項は、西宮市市民意見提出手続（パブリック手続）実施要綱（条例）に定めてあるとおりとする。</p> <p>第七条 会議の公開について</p> <p>市の執行機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう）は、当該執行機関におく審議会その他の付属機関等の会議を公開するよう努めること。</p> <p>第八条 委員の公募について</p> <p>市の執行機関は、審議会その他の付属機関等の委員に市民を委嘱する場合は、公募により選考すること。</p>

II. 市民政策提案手続

市の機関が市民から市の機関へ提案された政策の内容を検討し、意思決定を行うとともに、提案に対する考え方を公表する制度（仕組み・フローチャートは別紙3参照）です。

市民政策提案制度の仕組みについて

1. 提案は市内に居住する市民 XX 人以上の連署をもって提案申請書を提出する。
2. 提案者グループがプレゼンテーションし、「(仮称) 市民参画協働評価委員会」(「7. 市民参画・協働を積極的に推進していくための仕組み」を参照)が審議する。その結果を提案者代表に通知する。
3. 提案内容及びその結果も別途市民に公表する。

6. 住民投票について

1. 住民投票を行う場合について
 - ・市政運営の重要事項について市民の総意を確認する必要があるとき
2. 投票有資格者について
 - ・西宮市内に住民票を有する者もしくは外国人登録している者
3. 請求権について
 - ・一定数あるいは一定割合以上の投票有資格者の署名
4. 投票結果の扱いについて
 - ・市は住民投票の結果を最大限尊重しなければならない。

II. 市民政策提案手続

意見 提出された政策の採否に関して、評価委員会が採否の審議に加わることは現実には困難である。
採否の審議は行政担当部局で行い、結果について評価委員会がモニタリングを行なう形のほうがよい。

6. 住民投票について 第十七条 住民投票

第十八条 住民投票請求者

第十九条 投票権者

第二十条 開票及び開票結果について

中間まとめ	月曜日 G 草案
<p>7. 市民参画・行動を積極的に推進していくための仕組み</p> <p>(1) (仮称) 市民参画協働評価委員会</p> <p>①組 織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募による市民 ・市民公益活動団体を代表する者 ・学識経験者 ・市職員 ・その他、市長が適当と認める者 <p>②役 割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民参画手続の実施結果及び実施計画に関する検証、評価及び答申 ・「市民政策提案制度」における市民提案への評価及び答申 ・上記2つ以外の、市民参画、協働及びコミュニティ活動の運用に関する事項 ・市民参画、協働及びコミュニティ活動の企画並びに推進に関する事項 ・市民参画条例の改正又は廃止に関する事項 ・その他、市が必要と認める事項 ・市民参画及び協働の方法の研究並びに改善 <p>(2) 「市民参画手続予定表」、「年次報告」、「推進計画」の作成について</p> <p>①市の機関は、市民参画を推進するための市民参画手続予定表、年次報告、推進計画を作成しなければならない。</p> <p>②市の機関は、市民参画手続予定表、年次報告、推進計画を広く市民に周知するよう努める。</p>	<p>第二十一条 市民参画（推進）審議会の設置</p> <p>市民参画、協働、コミュニティ活動が推進され、時代の動きに的確に対応するため、条例の進行管理や市に助言を行なう第三者機関として「市民参画（推進）審議会」を設置する。なお、当該審議会には必要に応じて専門部会を設けることができるものとする。</p>

中間まとめ	月曜日 G 草案
<p>8. 協働推進のための基盤作りについて</p> <p>(1) 市の機関の体制や組織など</p> <p>①参画と協働担当部署の設置</p> <p>②市職員の地域担当者制度の創設</p> <p>(2) 市民公益活動の支援拠点の整備</p> <p>市民公益活動の支援拠点（「(仮称) ボランティア支援センター」）を設置し、「協働コーディネーター」を置く。</p> <p>(3) 人材の育成について</p> <p>①リーダーの育成</p> <p>②メンバーの育成</p> <p>③コミュニティアドバイザー・コーディネータの育成</p> <p>(4) 行政サービス登録制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長は、市民公益活動団体と適正な協働を図るために「行政サービス登録制度」を創設し、その登録団体を支援する。 ・市長は、行政サービスについて市民公益活動団体等に協働の機会を拡大する。 ・市長は、登録を認めたときは、書類等の団体に関する情報を公開する。 ・市長は、登録団体が一定の条件に反するようなときは、登録を取り消すことができる。 <p>(5) 市民協働事業提案制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政サービス登録制度に登録している団体は、市の機関が行っている事業に対して、その目的、成果等が同一であれば協働事業提案をすることができる。ただし、次の場合は除く。 ①法令などの規定により職員が直接実施しなければならないもの ②公権力の行使に関わるもの ③市の政策立案などの意思決定に関わるもの ④市民が業務を行うことで不利益が生じるもの ・提案方法については、市民政策提案手続の方法に順ずるものとする。 	<p>第二十二條 協働について</p> <p>協働を推進するにあたり共同の原則を次のとおり定める。</p> <p>① 市民と行政は対等の立場に立ち相互理解のもとに目的を共有すること。</p> <p>② 企画・立案・評価にいたる全てのプロセスを通じて情報の共有と説明責任の周知に努め、透明性の確保を図らねばならない。</p> <p>③ 互いに自主性・特性を尊重し合い、協働の成果を高めるよう努めること。</p> <p>④ 協働は、努力と連携に基づいてより建設的な関係を築くこと。</p> <p>第二十三條 協働の拠点づくり</p> <p>市は、市民が協働の拠点づくりを求めるときは、様々な協働がよりスムーズに進むよう必要な措置を講ずること。</p> <p>第二十四條 行政サービスへの参入</p> <p>市は、市民公益活動団体に対し、その活動を推進するため、専門性・地域性などの特性を生かせる分野において、業務を委託するなどの行政サービスの参入機会を提供するよう努めること。</p> <p>第二十五條 行政サービス参入における協働の登録</p> <p>前条の目的を果たすに当たり、その透明性を確立させるために、市民公益活動団体が行政サービスに参入するときは、書面により申請書を市長に提出し、あらかじめ登録を受けなければならない。市長は登録を認めたときは、書類を公開しなければならない。又、一定の条件に反するようなときには、登録を取り消すことができる。</p> <p>第二十六條 市民事業</p> <p>市は、市民が自主的に行なう市民活動をまちづくりに連動する市民事業として、行政運営に活かし、その進展と拡充を支援するよう努めなければならない。</p>

中間まとめ	月曜日 G 草案
<p>9. コミュニティ活動の推進 (仮称) 地区市民協議会の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校区ごとに地域の様々な団体が地域課題について話し合うラウンドテーブルを設置する。 ・地域の市民に開かれたものとし、市や自治会等の地域で公益的な活動している組織・団体と連携しながら協働してまちづくりを推進する。 <p>10. その他</p> <p>自治基本条例等を検討する必要性 (仮称) 市民参画条例を検討する過程で、西宮市においても、自治基本条例や議会基本条例を制定する必要があるのではないかという意見が出てきました。地方分権が進む中で、(仮称) 市民参画条例に引き続いて、そのような基本条例の制定を検討していくことが求められていると考えます。</p> <p>①自治基本条例とは 自治基本条例とは、自治体運営の全般にわたって、その基本となる理念や原則を定めたものです。</p> <p>②議会基本条例とは 議会基本条例とは、議会運営の基本的な理念や原則を定め、議会及び議員の活動の活性化と充実を図るものです。</p>	<p>第二十七条 コミュニティ コミュニティは原則として小学校区単位とする。ただし、地域住民の意思を聴いた上で変更することができる。</p> <p>第二十八条 コミュニティ運営協議会 コミュニティ運営協議会は、運営の透明性・公平性を図るため、次の措置を講じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ②コミュニティ運営協議会の意思決定には地域住民の参加を必要とする。 ③総会資料は地域住民に公開すること。 ④役員選考の透明性を確保するための機関を設けること。 <p>コミュニティ運営協議会の運営に必要な事項については、規則などにより定めること。</p>